

気軽に

お悩み解決！ 法律コーナー

今月の担当は…

第12回



細川亮弁護士

このコーナーでは、岩手弁護士会所属の弁護士による、身の回りの悩みごと、トラブルなどを未然に防止するための法律知識などを紹介します。

今回は…「弁護士の役割」についてです！

このコーナーでは、これまで身近で起こりうる法律問題について紹介してきました。今回は、「弁護士の役割」というと大げさですが、「結局弁護士は何の相談に乗ってくれるの?」ということについて、少しお伝えしたいと思います。

これまで紹介してきた土地の売買については、身内の方が亡くなったとき「財産の相続などが法律に関係しそうだ」ということは思いあたるかもしれませんが、実はスーパーで買い物する、金融機関から預けているお金を引き出す、仕事をする、バスやタクシーに乗るなど、普段の何気ない場面でも全て法律が関わっています。

私たち弁護士は、法律を扱うことが仕事ですので、日常生活のあらゆる場面の問題について相談に応じる立場ということができます。

ところで、相談を受けた際、ときには法律問題ではなかったという場合もあるため、それに対応してくれるような窓口などが分かればご案内しています。ですから、皆さんが相談にお越しになる前に「弁護士に相談する話しかどうか」を考えていただく必要はありません。

また、法律に関わる資格は司法書士や税理士などほかにもありますので、法律問題ではあるけれど司法書

士や税理士などが扱った方がいい場合には、そのようにご説明しています。

震災直後から被災地での相談を受け、実際に依頼を受けて問題に対応することもありました。その内容としては、皆さんが直面している問題が▶法律問題かそうではないかを区別▶どのように考えていけばいいのか▶どこに相談すればいいのか▶どのように解決すればいいのか——を助言することの方が多かったです。

私たち弁護士が、皆さんの抱える問題が解決に向かうよう道案内する役割も担っているということに改めて実感しました。

ということですので、身近に困り事や悩み事があれば、法律問題かどうかで深く考えるのではなく、「とりあえず弁護士に相談してみよう」という気持ちでお越し頂ければ幸いです。

—山田町法律相談センター—

- ▶相談日 毎週月・水・金曜日、毎月最終土曜日
- ▶時間 午前10時～午後3時（当日の直接受け付けは午後2時半まで）
- ▶設置場所 旧山田病院3階（八幡町）
- ▶電話予約 毎週月～金曜日・午前10時～午後5時
- ◆予約先・問い合わせ ☎81-2560

細川弁護士に直接ご相談の方は、みちのく法律事務所（盛岡市大通3-2-8岩手県金属工業会館7階☎019-624-2133）へ。

町内の放課後児童クラブ 新年度の利用者へのご案内

町内の放課後児童クラブを、4月から利用希望する方へのご案内です。対象となるのは、共働きなどで日中に保護者がいない家庭の児童です。利用を希望する方は期限までにお申し込みください。

▷施設と利用対象者 右表のとおり

▷利用時間

- ・平日…放課後～午後6時
- ・土曜日、長期休業日…午前8時～午後6時

▷休業日 日曜日、祝日、年末年始

▷利用料（平成27年4月から改定予定）

対象時期 【平成27年】	利用料金（月額）			
	1人目	2人目または ひとり親世帯	3人目	一時利用
3月まで	3,500円	2,500円	1,000円	日額200円
4月から	5,000円	4,000円	2,500円	日額500円

※生活保護世帯は無料となります。

▷申し込み方法 町健康福祉課に備え付けの申請書に必

要事項を記入し、提出してください。

▷申込期間 3月3日～3月13日

◎一時利用もできます

保護者が仕事の都合やけが、病気などで家を空ける場合に、1カ月あたり最大10日まで一時的に放課後児童クラブを利用することができます。

※一時利用を希望する方は、利用日の3日前までにお申し込みください。

◆町内の放課後児童クラブ

施設名	対象児童	定員	開設場所 電話番号
豊間根地区 放課後児童クラブ	豊間根小 荒川小	40人	豊間根3-175-11 (☎82-3113)
山田北小学校 放課後児童クラブ	大沢小 山田北小	40人	山田13-44-2 (☎81-2202)
山田南小学校 放課後児童クラブ	山田南小	①40人 ②40人	山田南小学校内 (☎82-6211)
轟木児童館 放課後児童クラブ	織笠小 轟木小	40人	轟木児童館内 (☎82-2715)
船越小学校 放課後児童クラブ	船越小 大浦小	40人	船越9-10-1 (☎84-3891)

◆申込先・問い合わせ 町健康福祉課児童福祉係（☎82-3113）へどうぞ。